

納税準備預金の取扱いについて

2024年11月22日

一般社団法人全国銀行協会

納税準備預金の取扱いについて

論点

- 各金融機関の納税準備預金規定においては、災害等のやむを得ない事情が認められない限り租税納付以外の目的では払戻しができない旨の規定あり
- そのため、eLTAXを活用した公金納付にあたっては、各収納チャネルにおいて利用者が「納税準備預金（※）」から地方税以外の公金を納付しようとした場合の対応について整理が必要

※「納税準備預金」とは、租税の納付に充てることを目的として銀行その他の政令で定める金融機関に対してした預金で当該金融機関が他の預金と区分して経理しているものをいう。納税準備預金の利子については、所得税を課さない。ただし、当該預金から租税の納付の目的以外の目的のために引き出された金額がある場合には、その引出しの日の属する利子の計算期間に対応する利子については、所得税を課する。（租税特別措置法第5条）

整理案

- 利用者が納税準備預金から地方税以外の公金を納付しようとする場合は、遅くとも令和8年9月までに地方税共同機構及び金融機関において、以下のとおり税目・料金番号によるシステム制御を行うことができるようシステム改修など所要の対応を行う。
- また、利用者の混乱を回避するため、地方税共同機構と連携して、全銀協として本取扱変更の周知を行うほか利用者への周知を適切に行うよう取扱金融機関に対して働きかけを行う。

収納チャネル	対応方針
ダイレクト方式	【地方税共同機構で対応（※）】 ● 地方税以外の公金を納付する際に納税準備預金を選択された場合は、金融機関で租税納付以外の目的で払戻しを行う理由を確認する必要があるため、eLTAXにおいて支払不可及び各金融機関への問合せを案内する制御を行う。 ※ダイレクト方式では、各金融機関の納税準備預金規定に反して、やむを得ない事情を確認するフェーズがないまま納税準備預金から自動的に引落しがなされてしまうため、eLTAX側での制御をお願いするもの
一括伝送方式	【金融機関で対応】 ● 原則として、金融機関の窓口で地方税・地方税以外の公金のいずれの納付書であるかを目検により分別のうえ、納税準備預金から支払いが可能であるかの判断を行う。 ● なお、地方団体において納付書を作成する際には、利用者や金融機関の窓口担当者などが地方税・地方税以外の公金のいずれの納付書であるかを分別しやすいように収納料金・税金名称の記載について「マルチペイメントネットワーク標準帳票ガイドライン」に留意する。
オンライン方式	【金融機関で対応】 ● 金融機関のシステムにおいて、いずれかの方法で支払不可とするなどの制御を行う。
情報リンク方式	① 地方税・地方税以外の公金に関わらず納税準備預金の選択を一律不可とする。 ② 納税準備預金を選択された場合に地方税以外の公金であるか否かを判別して、地方税のみに支払可能となる制御を行う。

※ 各収納チャネルの対応にあたっては、税目・料金番号によって公金が含まれていることが分かる形で納付情報が伝送されることが前提